

## ～助成金コラム(第5回)～



### 特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者コース」とは？

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。今回取り上げる 特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者コース」は非常に申請件数の多い制度です。概要を説明しますので参考にしてください。

#### 1、概要

- (1)高年齢者、障害者、母子家庭の母など、就職が特に困難な方を、
- (2)ハローワーク等が『本助成金の対象となる可能性のある労働者』として事業主に**職業紹介**を行い、
- (3)事業主も『本助成金の対象の可能性のある労働者』であることを承知し、
- (4)雇用保険の一般被保険者(または高年齢被保険者)として
- (5)かつ**継続して雇用する労働者**として雇入れた場合に事業主に対して助成する制度です。

#### 2、対象労働者

- (1)高年齢者 (60歳以上の方)
- (2)母子家庭の母等  
「20歳未満の子」もしくは「一定の障害のある子」の扶養、または「精神や身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている配偶者」の扶養が対象。ただし経済上の援助を受けている場合は対象とはならないなど要件は複雑ですので個別事案ごとで判断されます。  
※父子家庭の父の場合は、児童扶養手当を受給していることが要件となります。
- (3)障害者 (身体障害者・知的障害者・重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者)
- (4)その他 (ウクライナ避難民、中国残留邦人等永住帰国者など)

#### 3、主な要点

- (1)**紹介日時点**で本助成金の対象となる可能性がある方として、対象労働者が**事業所に情報を開示することに同意**していることが必要となります。
- (2)対象労働者が**紹介日時点で在職中である場合は対象とはなりません**。ただし、紹介時点で週20時間未満の就業など、例外的に対象となり得る場合が他にもあります。
- (3)対象労働者の区分は**雇入れ日時点の状態**で判断されます。
- (4)「**65歳以上**」の「**障害者**」である場合は、「**高年齢者(60歳以上)**」の取扱となります。
- (5)**雇入れ日時点**で、「**継続雇用**」が確実であることが必要です。雇用形態は**正規雇用、無期雇用、有期雇用(自動更新)**であり、対象労働者を**65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が2年以上**であることが確実であることが対象です。上記以外にも要件等ありますので、愛知労働局のホームページで詳細を確認してください。